

長野県自立支援協議会について

- ・ 委員名簿・幹事名簿
- ・ 長野県附属機関条例
- ・ 長野県自立支援協議会設置要綱
- ・ 長野県自立支援協議会概念図
- ・ 各地域（圏域）自立支援協議会からの課題検討のスケジュール
- ・ 部会員名簿

長野県自立支援協議会 委員名簿

[任期：R5. 6. 1～R7. 5. 31]

(敬称略)

設置要綱 (第4条)	氏 名	役 職 等	備 考
第1号	大 堀 尚 美	長野県ピアサポートネットワーク 代表 NPO法人ポプラの会 事務局長	当事者団体代表
	小 林 壽 夫	長野県身体障害者福祉協会 副理事長	
	中 村 彰	長野県手をつなぐ育成会 会長	
第2号	依 田 徳 光	佐久広域連合障害者相談支援センター 所長	佐久圏域代表 (行政)
	山 口 慶 介	上田市障がい者支援課 係長	上小圏域代表 (行政)
	林 敏 彦	(福)この街福祉会 常務理事	諏訪圏域代表
	中 村 聖 子	上伊那圏域障がい者総合支援センター 所長	上伊那圏域代表
	福 沢 光 高	飯田市福祉課 課長	飯伊圏域代表
	東 大 平	木祖村住民福祉課 課長	木曾圏域代表 (行政)
	西 村 恵 美	松本市健康福祉部障がい福祉課 課長	松本圏域代表 (行政)
	久 保 田 肇	大町市民生部福祉課 課長	大北圏域代表 (行政)
	二 木 里 美	長野市南部障害者相談支援センター 専門員	長野圏域 (長野市) 代表
	堀 一 生	高山村健康福祉課 課長	長野圏域 (須高) 代表 (行政)
	小 岩 多 美 子	千曲市健康福祉部福祉課 課長	長野圏域 (千曲・坂城) 代表 (行政)
	須 藤 智 宏	信濃町住民福祉課 福祉・介護保険係 係長	長野圏域 (北部) 代表 (行政)
	大 口 なおみ	飯山市保健福祉課 課長	北信圏域代表 (行政)
第3号	青 木 み どり	長野県LD等発達障害児者親の会「よつ葉の会」会長	公募
	西 村 昭 太	NPO法人ケ・セラ 理事長	
	本 田 秀 夫	信州大学医学部子どものこころの発達医学教室教授	有識者
	長 峰 夏 樹	長野県社会福祉協議会 まちづくりボランティアセンター所長	
	小 林 広 美	中野市地域包括支援センター 北信総合病院 管理者	
	橋 詰 正	上小圏域障害者総合支援センター 所長	
	関 谷 真	須高地域総合支援センター 所長	
	臼 井 尚 子	(福)信濃友愛会 障がい者相談支援センターあいほっと 主任相談支援専門員	
	池 内 泰 恵	(福)アルプス福祉会 相談支援センターライフアシスト 療育コーディネーター	
	上 野 隆 一	(一社)しょう 事業部長	
	春 日 聡	相談支援事業所naKara 相談支援専門員	
	勝 又 小 百 合	(福)りんどう信濃会喬木悠生寮 相談支援専門員	

長野県自立支援協議会 幹事名簿

(敬称略)

所属	職	氏名
県民文化部 次世代サポート課	課長	塩原 昭夫
健康福祉部 地域福祉課	課長	手塚 靖彦
健康福祉部 保健・疾病対策課	課長	宮島 有果
産業労働部 労働雇用課	課長	木下 育夫
教育委員会事務局 特別支援教育課	課長	酒井 和幸
健康福祉部 障がい者支援課	課長	藤木 秀明

長野県附属機関条例

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく命令又は他の条例で定めるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第202条の3第1項の規定により、執行機関の附属機関の設置並びにその組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置及び担当事務)

第2条 執行機関の附属機関として、別表の第1欄に掲げる機関を置き、その担任する事務は、同表の第2欄に掲げるとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、執行機関は、災害、事故その他臨時又は緊急に生じた行政課題への対処に当たり技術的及び専門的事項に関し審議、調査等を行う必要がある場合には、当該執行機関の定めるところにより、1年を超えない範囲内の期間に限り、附属機関を置くことができる。この場合において、当該附属機関に関し必要な事項は、この条例の規定に準じて、執行機関の規則で定める。

(組織)

第3条 附属機関は、別表の第3欄に掲げる者のうちから執行機関が任命する委員により構成し、同表の第4欄に掲げる人数で組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、別表の第5欄に掲げるとおりとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 附属機関に会長又は委員長（以下この条及び次条第1項において「会長等」という。）を置き、委員が互選する。この場合において、長野県職業能力開発審議会、長野県労働問題審議会及び長野県都市計画審議会にあっては、学識経験者である委員のうちから選挙する。

2 会長等は、会務を総理し、当該附属機関を代表する。

3 会長等に事故があるときは、あらかじめ会長等が指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長等が招集し、会長等が議長となる。

2 附属機関は、委員及び議事に関係のある専門委員その他の臨時の委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる附属機関は、同表の右欄に掲げる人数の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

左 欄	右 欄
感染症診査協議会	感染症指定医療機関の医師である委員又は感染症の患者の医療に関する学識経験者である委員2人以上及び医療に関する学識経験者以外の学識経験者である委員1人以上
長野県労働問題審議会	労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び学識経験者である委員各2人以上

長野県総合評価技術委員会	委員2人以上
長野県都市計画審議会	委員及び議事に関係のある専門委員その他の臨時の委員の半数以上
長野県開発審査会	会長（会長に事故があるときは、その職務を代理する者）のほか、委員の過半数

4 附属機関の議事は、出席した委員及び議事に関係のある専門委員その他の臨時の委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前項の規定にかかわらず、長野県土地利用審査会の議事のうち、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第12条の規定による規制区域の指定若しくは指定の解除又はその区域の減少に係る確認にあっては、委員総数の過半数で決する。

（部会）

第7条 附属機関に、執行機関が定めるところにより、部会その他の合議制の組織を置くことができる。

（専門委員）

第8条 附属機関に、執行機関が定めるところにより、専門委員その他の臨時の委員（次条において「専門委員等」という。）を置くことができる。

（幹事）

第9条 附属機関に、執行機関が定めるところにより、幹事その他の委員及び専門委員等を補佐する職を置くことができる。

（補則）

第10条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関を設置した執行機関が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（長野県水防協議会条例等の廃止）

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 長野県水防協議会条例（昭和24年長野県条例第45号）
- (2) 長野県青少年問題協議会条例（昭和28年長野県条例第46号）
- (3) 長野県労働問題審議会条例（昭和31年長野県条例第64号）
- (4) 長野県中小企業振興審議会条例（昭和31年長野県条例第65号）
- (5) 長野県職業能力開発審議会条例（昭和34年長野県条例第3号）
- (6) 長野県観光振興審議会条例（昭和34年長野県条例第35号）
- (7) 長野県地方薬事審議会条例（昭和37年長野県条例第13号）
- (8) 長野県スポーツ推進審議会条例（昭和37年長野県条例第21号）
- (9) 長野県固定資産評価審議会条例（昭和37年長野県条例第40号）
- (10) 長野県行政機構審議会条例（昭和39年長野県条例第92号）
- (11) 長野県特別職報酬等審議会条例（昭和39年長野県条例第93号）
- (12) 長野県地方精神保健福祉審議会条例（昭和40年長野県条例第47号）
- (13) 長野県総合計画審議会条例（昭和42年長野県条例第30号）

- (14) 長野県都市計画審議会条例（昭和44年長野県条例第22号）
- (15) 長野県住宅審議会条例（昭和44年長野県条例第23号）
- (16) 長野県開発審査会条例（昭和45年長野県条例第18号）
- (17) 長野県障がい者施策推進協議会条例（昭和46年長野県条例第29号）
- (18) 長野県土地利用審査会条例（昭和49年長野県条例第28号）
- (19) 長野県生涯学習審議会条例（平成3年長野県条例第7号）
- (20) 感染症診査協議会条例（平成11年長野県条例第12号）
- (21) 長野県生活衛生適正化審議会条例（平成11年長野県条例第50号）
- (22) 長野県国民保護協議会条例（平成17年長野県条例第5号）
- (23) 長野県障害者介護給付費等不服審査会条例（平成18年長野県条例第10号）
- (24) 長野県人権政策審議会条例（平成19年長野県条例第34号）
- (25) 地方独立行政法人長野県立病院機構評価委員会条例（平成21年長野県条例第17号）
- (26) 長野県障害児通所給付費等不服審査会条例（平成24年長野県条例第15号）
- (27) 長野県幼保連携型認定こども園審議会条例（平成26年長野県条例第46号）
- (28) 公立大学法人長野県立大学評価委員会条例（平成29年長野県条例第37号）

（経過措置）

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の同項に掲げる条例及び附則第6項の規定による改正前の長野県建築基準条例（昭和46年長野県条例第40号）の規定に基づき置かれている附属機関（次項において「従前の附属機関」という。）は、この条例の規定に基づく相当の附属機関となり、同一性をもって存続するものとする。

4 この条例の施行の際現に任命されている従前の附属機関の委員その他の構成員は、この条例の規定に基づき任命されたものとみなし、その任期は、第4条の規定にかかわらず、その者の従前の附属機関の委員その他の構成員としての残任期間と同一の期間とする。

（特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）

5 特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第3の3中	「 総合計画審議会の委員及び専門委員 防災会議の委員及び専門委員 国民保護協議会の委員 人権政策審議会の委員 」	を
---------	---	---

「 長野県附属機関条例（令和2年長野県条例第〇号）の規定に基づく附属機関の委員及び専門委員その他の臨時の委員 防災会議の委員及び専門委員 」	に、
「 行政機構審議会の委員及び専門委員 特別職報酬等審議会の委員 公務災害補償等認定委員会の委員 」	を

「 公務災害補償等認定委員会の委員	」に、
「 行政不服審査会の委員及び専門委員 公立大学法人長野県立大学評価委員会の委員及び臨時委員	」を
「 行政不服審査会の委員及び専門委員	」に、
「 本人確認情報保護審議会の委員 固定資産評価審議会の委員	」を
「 本人確認情報保護審議会の委員	」に、
「 幼保連携型認定こども園審議会の委員及び専門委員 青少年問題協議会の委員 障がい者施策推進協議会の委員及び専門委員 障害者介護給付費等不服審査会の委員 障害児通所給付費等不服審査会の委員 国民健康保険審査会の委員	」を
「 国民健康保険審査会の委員	」に、
「 介護保険審査会の委員 労働問題審議会の委員及び専門委員 職業能力開発審議会の委員	」を
「 介護保険審査会の委員	」に、
「 感染症診査協議会の委員 指定難病審査会の委員	」を
「 指定難病審査会の委員	」に、
「 地方精神保健福祉審議会の委員及び臨時委員 精神医療審査会の委員 生活衛生適正化審議会の委員	」を
「 精神医療審査会の委員	」に、
「 地方薬事審議会の委員及び専門委員 地方独立行政法人長野県立病院機構評価委員会の委員及び臨時委員 環境影響評価技術委員会の委員及び専門委員 中小企業振興審議会の委員及び専門委員 観光振興審議会の委員及び専門調査員	」を
「 環境影響評価技術委員会の委員及び専門委員	」に、
「 都市計画審議会の委員、臨時委員及び専門委員 水防協議会の委員 治水・利水ダム等検討委員会の委員及び特別委員 建築審査会の委員及び専門調査員	」を
「 治水・利水ダム等検討委員会の委員及び特別委員	」に、

「 開発審査会の委員 住宅審議会の委員及び専門委員 景観審議会の委員及び専門委員 土地利用審査会の委員	を
「 景観審議会の委員及び専門委員	」に、
「 社会教育委員 生涯学習審議会の委員及び専門委員	を
「 社会教育委員	」に、
「 スポーツ推進審議会の委員	」を
「 銃砲刀剣類登録審査委員	」に改める。

(長野県建築基準条例の一部改正)

6 長野県建築基準条例の一部を次のように改正する。

「第7章 建築審査会の組織等 (第43条—第47条)	
目次中 第8章 補則 (第48条)	を
第9章 罰則 (第49条・第50条)	」
「第7章 補則 (第43条)	に改める。
第8章 罰則 (第44条・第45条)」	

第1条中「、第83条」を削り、「、日影」を「並びに日影」に改め、「並びに建築審査会の組織、議事等」を削る。

第7章を削る。

第8章中第48条を第43条とし、同章を第7章とする。

第9章中第49条を第44条とし、第50条を第45条とし、同章を第8章とする。

(別表) (第2条、第3条、第4条関係)

1 知事の附属機関

名称	担任する事務	委員の構成	委員の定数	委員の任期
長野県国民保護協議会	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第37条の規定による国民の保護のための措置に関する重要事項の審議及び知事に対する意見の申述並びに国民の保護に関する計画の作成等に係る答申に関すること。	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第38条第4項に掲げる者	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第38条第4項第5号から第8号までに掲げる者をもって充てる委員の定数は40人以内とする。	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第38条第5項に規定する年数
長野県総合計画審議会	県の発展に関する将来構想及びこれに即する計画に関する重要事項の調査審議、	学識経験者	15人以内	2年

	国土利用計画法第38条に規定する事項に係る調査審議、国土調査法（昭和26年法律第180号）第15条に規定する事項に係る調査審議並びに土地収用法（昭和26年法律第219号）第34条の7に規定する事項に係る調査審議に関すること。			
長野県土地利用審査会	国土利用計画法第39条の規定による規制区域の指定、解除等についての確認、土地に関する権利の移転等の許可についての審査請求に対する裁決等に関すること。	国土利用計画法第39条第4項に規定する者	国土利用計画法第39条第3項に規定する数以上	2年
長野県固定資産評価審議会	地方税法（昭和25年法律第226号）第401条の2の規定による固定資産評価基準の細目及び同法第419条第1項の勧告その他固定資産の評価に関する事項で知事はその意見を求めたものについての調査審議に関すること。	地方税法第401条の2第4項に規定する者	12人以内	2年
長野県行政機構審議会	行政機構の合理化に関する重要事項の調査審議に関すること。	学識経験者	15人以内	1年
長野県特別職報酬等審議会	県議会議員の議員報酬の額並びに知事及び副知事の給料の額及び退職手当の支給基準の審議に関すること。	学識経験者及び県民	10人以内	諮問に係る審議が終了するまでの期間
長野県人権政策審議会	人権政策に関する重要事項の調査審議及び知事に対する意見の申述に関すること。	学識経験者	10人以内	2年
長野県青少年問題協議会	地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第2条の規定による青少年の指導、育成、保護及び矯正	学識経験者	15人以内	2年

	に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項の調査審議、当該総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整等に関すること。			
長野県発達障がい者支援対策協議会	発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第19条の2第1項に規定する発達障害者の支援の体制の整備に関する事項の調査審議に関すること。	発達障害者支援法第19条の2第1項に規定する者	17人以内	3年
長野県幼保連携型認定こども園審議会	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条の規定による同法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定によりその権限に属させられた事項の調査審議に関すること。	学識経験者、子どもの保護者、子どもの教育又は保育に関する事業に従事する者及び市町村の職員	9人以内	2年
公立大学法人長野県立大学評価委員会	地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第11条第2項の規定による意見の申述、公立大学法人長野県立大学の業務の実績の評価その他の同法の規定によりその権限に属させられた事項の処理に関すること。	学識経験者	5人以内	2年
地方独立行政法人長野県立病院機構評価委員会	地方独立行政法人法第11条第2項の規定による意見の申述並びに地方独立行政法人長野県立病院機構の中期計画の認可及び業務の実績の評価に係る意見の申述その他知事が必要と認める事項の処理に関すること。	学識経験者	7人以内	2年
長野県地域医療対策協議会	医療法（昭和23年法律第205号）第30条の23第1項に規定する医師の確保及び	医療法第30条の23第1項に規定する者	21人以内	2年

	地域医療の充実に関する事項の調査審議に関すること。			
感染症診 査協議会	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第24条の規定による感染症患者の就業制限の通知、入院の勧告、入院の期間の延長及び医療費の負担に関する必要な事項の審議並びに知事の報告に関する意見の陳述に関すること。	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条第5項に規定する者	9人以内	2年
長野県地 方精神保 健福祉審 議会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第9条の規定による精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項の調査審議及び意見の具申に関すること。	学識経験者、精神障害者の医療に関する事業に従事する者及び精神障害者の社会復帰の促進又はその自立と社会経済活動への参加の促進を図るための事業に従事する者	15人以内	3年
長野県が ん登録事 業推進委 員会	がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号）の規定に基づくがん登録に係る事業の推進及びがん登録情報の利用又は提供に関する事項の調査審議に関すること。	がんに関する学識経験者、個人情報の保護に関する学識経験者、がんに係る医療を受ける立場にある者及び関係行政機関の職員	10人以内	2年
長野県障 がい者施 策推進協 議会	障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条の規定による障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項の調査審	学識経験者、障害者、障害者の福祉に関する事業に従事する者及び	15人以内	2年

	議及びその施策の実施状況の監視並びにその施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項の調査審議に関すること。	関係行政機関の職員		
長野県障害者介護給付費等不服審査会	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第98条第1項の規定により知事が取り扱わせた審査請求の事件の審査に関すること。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第98条第3項に規定する者	10人以内。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第48条第1項に規定する合議体を構成する委員の定数は5人とする。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第99条第1項に規定する年数
長野県障害児通所給付費等不服審査会	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の5の5第2項において準用する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第98条第1項の規定により知事が取り扱わせた審査請求の事件の審査に関すること。	児童福祉法第56条の5の5第2項において準用する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第98条第3項に規定する者	10人以内。ただし、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第44条の5第1項に規定する合議体を構成する委員の定数は5人とする。	児童福祉法第56条の5の5第2項において準用する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第99条第1項に規定する年数
長野県自立支援協議会	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3第1項に規定する障害者等への支援の体制の整備に関する事項の調査審議に関すること。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3第1項に規定する者	35人以内	2年
長野県生活衛生関係営業の運営	生活衛生関係営業の運営	学識経験者、	12人以内。た	2年

活衛生適 正化審議 会	の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）第58条の規定による同法の施行に関する重要事項の調査審議及び同法の施行に関する事項についての関係行政機関に対する建議に関すること。	生活衛生関係 営業者の意見 を代表する者 及び利用者又 は消費者の意 見を代表する 者	だし、生活衛 生関係営業者 の意見を代表 する委員及び 利用者又は消 費者の意見を 代表する委員 の数は同数と する。	
長野県地 方薬事審 議会	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第3条第1項の規定による薬事に関する重要事項の調査審議に関すること。	学識経験者、 薬事関係者及 び利用者又は 消費者	15人以内	2年
長野県中 小企業振 興審議会	中小企業の振興対策に関する事項その他の中小企業の振興に関する重要事項の調査審議に関すること。	商工業者、金 融機関の代表 者及び学識経 験者	15人以内	2年
長野県職 業能力開 発審議会	職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第91条第1項の規定による職業能力開発計画その他職業能力の開発に関する重要事項の調査審議に関すること。	関係労働者を 代表する者、 関係事業主を 代表する者、 学識経験者及 び関係行政機 関の職員	15人以内。た だし、関係労 働者を代表す る委員及び関 係事業主を代 表する委員の 数は同数とす る。	2年
長野県労 働問題審 議会	労使関係、労働福祉、労働経済、労働教育等に関する重要事項の調査審議に関すること。	労働者を代表 する者、使用 者を代表する 者及び学識経 験者	15人。ただ し、労働者を 代表する委員 、使用者を代 表する委員 及び学識経験 者である委員 の数は各5人 とする。	2年
長野県観 光振興審 議会	観光の振興計画の策定及び実施に関する事項の調査審議に関すること。	学識経験者	15人以内	2年

長野県公共事業評価監視委員会	公共事業の評価に関する事項の調査審議に関すること。	学識経験者	15人以内	2年
長野県総合評価技術委員会	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札の方法により発注する建設工事並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の落札者の決定に関する事項の調査審議に関すること。	学識経験者	6人以内	2年
長野県水防協議会	水防法（昭和24年法律第193号）第8条の規定による水防計画その他水防に関する重要事項の調査審議及び関係機関に対する意見の陳述に関すること。	水防法第8条第4項に規定する者	—	関係行政機関の職員である委員はその職にある期間とし、その他の委員は2年とする。
長野県都市計画審議会	都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の規定による同法の規定によりその権限に属させられた事項及び都市計画に関する事項の調査審議並びに都市計画に関する事項についての関係行政機関に対する建議に関すること。	学識経験者、市町村の長を代表する者、県議会議員、市町村議会の議長を代表する者及び関係行政機関の職員	15人以内	2年
長野県開発審査会	都市計画法第78条の規定による同法第50条第1項前段に規定する審査請求に対する裁決その他同法の規定によりその権限に属させられた事項の処理に関すること。	都市計画法第78条第3項に規定する者	7人	2年
長野県建築審査会	建築基準法（昭和25年法律第201号）第78条の規定による壁面線の指定等に対す	建築基準法第79条第2項に規定する者	7人	2年。ただし、その任期が満了し

	る同意、特定行政庁等の処分等に対する審査請求の裁決、同法の施行に関する重要事項の調査審議及び同法の施行に関する事項についての関係行政機関に対する建議に関すること。			た場合においても、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。
長野県住宅審議会	住宅に関する重要事項の調査審議に関すること。	学識経験者	10人以内	2年
長野県政府調達苦情検討委員会	政府調達に関する協定その他の国際約束の対象となる調達契約に対する苦情に関する事項の調査審議に関すること。	学識経験者	6人以内	3年

2 教育委員会の附属機関

名称	担任する事務	委員の構成	委員の定数	委員の任期
長野県指導力不足等教員判定委員会	教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項及び第4項の認定その他指導が不適切である教員に係る認定に関する事項の審議に関すること。	教育公務員特例法第25条第5項に規定する者	6人以内	2年
長野県生涯学習審議会	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成2年法律第71号）第10条の規定による生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項の調査審議に関すること。	学識経験者	15人以内	2年
長野県スポーツ推進審議会	スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定による地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項の調査審議に関すること。	学識経験者	10人以内	2年

長野県自立支援協議会設置要綱

令和2年9月1日2障第453号

(趣旨)

第1条 この要綱は、長野県自立支援協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、長野県附属機関条例（令和2年長野県条例第3号。以下「条例」という。）第2条に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 協議会は、長野県に居住する障がいのある方の福祉、医療、保健、就労等に関する各種サービスの総合的な調整及び推進を図り、相談支援事業をはじめとした県全体のシステムづくりに関する主導的役割を担う協議の場とする。

(任務)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 地域自立支援協議会の相談支援体制についての状況把握・評価及びバックアップと、整備方策に関すること。
- (2) 相談支援従事者の研修のあり方及び人材育成に関すること
- (3) 専門的分野における支援方策や普及に関すること
- (4) 県全域における課題の抽出、検討、施策化に関すること
- (5) 広域的、専門的相談支援の調整に関すること
- (6) 県障害福祉計画の作成・具体化に関すること
- (7) その他障がい福祉の推進に向けて必要な事項に関すること

(委員)

第4条 委員の構成について、条例第3条別表第3欄により、次の各号に掲げる者のうちから知事が任命する。

- (1) 障がい当事者
- (2) 各圏域地域自立支援協議会代表者
- (3) その他協議会の目的のため必要な者

(再任)

第5条 委員の再任は、妨げない。

(運営委員会)

第6条 協議会には、業務を円滑に行うため運営委員会を置く。

- 2 運営委員は、協議会において選出された者とする。
- 3 運営委員は、協議会の企画、運営、各種会議間の調整などの実務にあたる。
- 4 運営委員の互選により運営委員長を選出する。
- 5 運営委員会は、運営委員長が招集する。

(専門部会)

第7条 協議会には、障がい者の自立支援に関する細部の専門事項について協議するために専門部会を置くことができる。

- 2 各専門部会長は、協議会において選出された者とする。
- 3 各専門部会の委員は、運営委員と協議の上、部会長が指名する。
- 4 専門部会は、部会長が招集する。

(ワーキングチーム)

第8条 協議会には、障がい福祉の推進のため、必要に応じて調査、研究等を行うワーキングチームを置くことができる。

(各種会議)

第9条 協議会は、本要綱第5条から第7条に規定するほか、本要綱第3条の各号について協議するための各種会議を必要に応じて開催することができる。

(幹事)

第10条 協議会の幹事は、健康福祉部障がい者支援課及び関係行政機関とする。幹事は協議会の所掌事務について委員等を補佐する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は令和2年9月1日から施行する。

長野県自立支援協議会概念図

～地域自立支援協議会を支える仕組みの考え方～

長野県自立支援協議会

＜協議会委員＞

障がい当事者、各圏域自立支援協議会代表者、
県各担当課、その他(有識者等)

運営委員会

- ・全体的課題整理、優先づけ
- ・企画、各種会議等の調整

事務局

障がい者相談支援 体制等機能強化会議

＜参加者＞

基幹相談支援センター(障がい者総合
支援センター)、市町村、保健福祉事務
所、主任相談支援専門員等

【役割】

- 1・地域の実態把握・情報共有
- 2・地域相談支援体制のバックアップ
- 3・全県の課題の抽出
- 4・広域、専門的相談支援の調整
- 5・人材育成

【課題・提言等】

フィードバック【社会資源開発(制度・事業等)】

専門部会

人材育成部会

療育部会

就労支援部会

精神障がい者
地域移行支援部会

権利擁護部会

ワーキングチーム
※必要に応じ開催

【協議内容の
フィードバック】

各(圏域・地域)自立支援協議会

連携

各(圏域・地域)障がい
者総合支援センター

各地域(圏域)の自立支援協議会から県自立支援協議会へ提出された課題の検討スケジュール

(新年度)

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	
圏域の自立支援協議会	部会		課題の把握													
	全体会						部会から提出された課題の協議									
	事務局					県自立支援協議会への提出期限(11月30日)										
県自立支援協議会	運営委員会								課題の整理、検討		共有、助言、情報提供、部会検討等		具体化に向けた検討			
	専門部会															
	全体会			第1回									第3回			第1回
													運営委員会案の提出			課題に対する取組方針等の報告
	事務局								課題の受理・運営委員会に議題提案					関係機関への要望 要望のあった事務処理要領等の作成、 施策化に向けた関係機関との調整		

県自立支援協議会 課題提出様式(案)

提出日:

圏域(地域)名:

地域協議会での協議の経過		↓	提出課題	
提出部会			-課題の概要(課題の背景や考えられる圏域の状況)	
地域協議会の部会での調査、検討等の経過と内容				
年 月				
年 月				
年 月				
年 月				
年 月				
全体会(地域協議会・本会)での報告、検討等の経過と内容			-長野県(全圏域)で考えるポイント	
年 月				
年 月				
年 月				
全体会(地域協議会・本会)での長野県協議会への意見のまとめ				

※ 適宜行は増やして使用してください。

令和5年度 長野県自立支援協議会 専門部会 委員名簿

人材育成部会 (R5年6月1日現在)		
氏名	職名	所属
前田 剛	機能強化コーディネーター	佐久広域連合障害者相談支援センター
土屋可奈子	主任相談支援専門員	上小圏域障害者総合支援センター
岩波 美波	保健師	諏訪圏域障がい者総合支援センター
大澤 英恵	主任相談支援専門員	諏訪圏域障がい者総合支援センター
東松 多恵	相談支援専門員	上伊那圏域障がい者総合支援センター
正生 さちえ	主任相談支援専門員	飯伊圏域障がい者総合支援センター
上坂 ひろみ	所長 相談支援専門員	(福) 木曾社会事業協会 相談支援事業所りんくきそ
臼井 尚子	管理者主任相談支援専門員	(福) 信濃友愛会 障がい者相談支援センターあいほっと
未 定		大北圏域
関谷 真	所長	須高地域総合支援センター
市村 綾子	主任相談支援専門員	北信圏域障害者総合支援センター
米山 勝也	理事 事務局長	(特非) 長野県相談支援専門員協会
大井 千明	共生社会推進係長	障がい者支援課
堀内 祐希	主査	

療育部会 (R5年6月1日現在)		
氏名	職名	所属
馬場 ひかり	療育コーディネーター	ケイジンさく発達相談支援センター
嶋尾 泰子	療育コーディネーター	上小圏域障害者自立生活支援センター
坂本 由紀子	療育コーディネーター	信濃医療福祉センター
小池 美千世	療育コーディネーター	上伊那圏域障がい者総合支援センター きらりあ
鋤柄 喜美子	療育コーディネーター	飯田市こども発達センターひまわり
池田 優子	療育コーディネーター	
中林 沙弥佳	療育コーディネーター	木曾障がい者総合支援センター とともに
川越 康孝	障がい児等コーディネーター	
池内 泰恵	療育コーディネーター	アルプス福祉会相談支援センターライフアシスト
奥 永 学	療育コーディネーター	障がい者総合相談支援センター あるぷ
田中 理恵	療育コーディネーター	大北圏域障害者総合支援センタースクラム・ネット
熊谷 恵子	長野市発達相談支援センター専門員	ながの地域相談支援センター ベターデイズ
水野 真由美	療育コーディネーター	
安川 健治	療育コーディネーター	児童発達支援センター にじいろキッズらいふ
邊田 卓馬	療育コーディネーター	北信圏域障がい者総合支援センター ぱれっと
保坂 実	青少年指導主事	県民文化部次世代サポート課
大日向 洋介	指導主事	教育委員会特別支援教育課
亀井 智泉	医療的ケア児等支援センター副センター長	健康福祉部障がい者支援課
大井 千明	共生社会推進係長	
伊達 葵	主事	

就労支援部会（R5年6月1日現在）

氏名	職名	所属
上野 隆一	事業部長	(一社) しょう
宮内 宏	管理者	(一社) 地の会
堀内 久美子	主任就業支援ワーカー	佐久圏域障がい者就業・生活支援センターほーぷ
横森 慎吾	サービス管理責任者	すみれ会共同作業所
秋山 京子	主任就業支援ワーカー	上小圏域障害者就業・生活支援センター SHAKE
竹内 春菜	就業支援ワーカー	諏訪圏域障がい者就業・生活支援センターすわーくらいふ
内村 京江	就業支援ワーカー	上伊那圏域障がい者就業・生活支援センター
前澤 夕香	サービス管理責任者	障がい者多機能事業所おぶしょん+
大原 優子	主任就業支援ワーカー	木曾圏域障害者就業・生活支援センター
新保 文彦	発達障がい者サポートマネージャー	(社福) 信濃の郷
未 定		大北圏域障害者就業・生活支援センター
今井 浩子	サービス管理責任者	(株) 総合キャリアトラストSAKURA松本中央センター
伊藤 大祐	サービス管理責任者	BASIS Biz
徳永 加奈恵	サービス管理責任者	ウィズ就労支援センター
高久 裕子	主任就業支援ワーカー	長野圏域障害者就業・生活支援センターウィズ
湯本 精一	主任就業支援ワーカー	ほくしん圏域障害者就業・生活支援センター
上原 孝一	地方障害者雇用担当官	長野労働局職業安定部職業対策課
風間 良和	主任障害者職業カウンセラー	長野障害者職業センター
中村 彩恵子	人事総務部 係長	ミネベアミツミ株式会社軽井沢工場
伊藤 健生	指導主事	長野県教育委員会特別支援教育課
山田 玲子	主事	産業労働部労働雇用課
大井 千明	共生社会推進係長	健康福祉部障がい者支援課
伊達 葵	主事	

精神障がい者地域移行支援部会（R5年6月1日現在）		
氏名	職名	所属
竹内博人	理事長・院長	長野県精神科病院協会/上松病院
南方英夫	顧問・看護部長	日本精神科看護協会長野県支部/栗田病院
春日聡	主任相談支援専門員・精神保健福祉士	相談支援事業所 naKara
福田隆	精神保健福祉士	長野県精神保健福祉士協会/多機能型事業所ピア・ちくま
紅林奈美夫	精神保健福祉士・社会福祉士	NPO法人あづみ野 相談支援事業所
三井克幸	所長・精神保健福祉士・公認心理師	(特非) ウィズハートさく相談支援事業所
由井亜也子	理事	長野県介護支援専門員協会/老人保健施設こうみ居宅
山本悦夫	会長	ポプラの会
根津洋子	課長補佐	長野市保健所 健康課
大井千明	共生社会推進係	障がい者支援課
伊藤健次	主任	地域福祉課 生活保護係
三枝祥子	課長補佐兼保健衛生係長	上田保健福祉事務所 健康づくり支援課
東好美	課長補佐兼保健衛生係長	北信保健福祉事務所 健康づくり支援課
武川正	精神保健専門員	精神保健福祉センター
高橋正俊	課長補佐兼心の健康支援係長	保健・疾病対策課(事務局)
佐藤未貴	主事	

※コーディネーター等連絡会議参集範囲：基幹相談支援センター、総合支援センター、保健所等

権利擁護部会（R5年6月1日現在）		
氏名	職名	所属
内堀綾美	相談支援専門員	佐久広域連合障害者相談支援センター
安藤千尋	相談支援専門員	上小圏域基幹相談支援センター
北原由紀	相談支援専門員	一般社団法人ゆらゆら ゆらり相談支援センター
村上久登美	相談支援専門員	上伊那圏域障がい者総合支援センター きらりあ
勝又小百合	相談支援専門員	社会福祉法人りんどう信濃会 喬木悠生寮
中畑尚子	地域生活支援拠点コーディネーター	木曾障がい者総合支援センターともに
田中美奈	機能強化コーディネーター	松本市障がい者基幹相談支援センター
未定		大北圏域
奥村和枝	差別解消専門員	長野市障害者権利擁護サポートセンター
関谷真	事務局	須高地域自立支援協議会事務局
北澤裕貴	相談支援員	千曲・坂城障がい者(児)基幹相談支援センター
本多将之	相談支援員	千曲・坂城障がい者(児)基幹相談支援センター
中山義敬	主任(北信地域障がい福祉自立支援協議会権利擁護部会長)	木島平村民生課
若林剛	課長補佐兼施設支援係長	障がい者支援課施設支援係(事務局)
田中祐多	主任	
丸田佑香	虐待防止推進員	

専門部会等の活動計画等について

- 人材育成部会
- 療育部会
- 就労支援部会
- 精神障がい者地域移行支援部会
- 権利擁護部会
- 運営委員会

令和5年度 長野県自立支援協議会 人材育成部会 計画（案）

[1] 目的

地域で障がい児者を支える支援者の質の向上を図るため、県内各圏域にて支援者人材育成の中核を担う人たちが集まり、それぞれの地域の課題を確認、整理しながら、人材育成体制・研修体制の在り方について協議し、各圏域及び県全体の人材育成体制を向上させることを目的とする。

[2] 本年度のねらい（令和5年度）

「長野県障がい者相談支援従事者人材ビジョン」に基づき、障がいのある方々がご本人の望む暮らしの実現に向けた相談支援の提供、また「安心して暮らせる地域づくり」を担う人材を育てることを目標にする。昨年度からの継続的な課題として、下記の項目を中心に取り組んでいく

①障害福祉計画の推進（相談支援の質の向上）

- ・第6期障害福祉計画の実践促進（PDCA サイクル）と第7期の策定への取組
- ・基幹相談支援センターを中心とした地域の相談支援体制の充実
- ・主任相談支援専門員の役割と各圏域の活動状況の共有

②人材ビジョンの見直し

- ・「長野県障がい者相談支援従事者人材ビジョン」を見直し、相談体制を更に進めていく。
- ・主任の活躍する場として、実地教育（OJT）活動の定着を図る。
（モニタリング検証の仕組みの構築も主任の活躍を期待する場面となる）
- ・実地教育（OJT）体制については国の研究調査によるマニュアルを共有予定。

③相談支援従事者養成研修との連携

- ・法定研修と地域の人材育成の連携について
法定研修の内容及び獲得目標等の理解の再共有と連動した実習体制の構築
運営委員会との方針共有
- ・人材ビジョンの活用

※法定研修と地域の体制づくりはリンクするため、人材育成部会と長野県相談支援専門員協会（法定研修指定事業者）、国研修参加者の協働を継続していく。

[3] 開催日程、内容等

	日程	テーマ
第1回	5月12日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度の部会の取組について ・令和5年度相談支援従事者指導者養成研修の予定について ・国研修の受講推薦について（方針等確認） ・人材ビジョンの改編に向けた方向性の検討スケジュールについて ・相談支援従事者主任研修について（アナウンス）
第2回	7月11日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> 〈運営委員会と合同・集合開催〉 ・相談支援従事者指導者養成研修の復命（4コース） ・相談支援従事者初任者研修 各圏域の実習体制について ※主任取得の意向調査 → メール提出（昨年はお盆明け）
第3回	9月19日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・第6期と7期障害福祉計画（相談支援） ・人材ビジョン改編に向けた中間報告 ・主任取得の意向共有と主任の活躍について地域の実情共有
第4回	12月8日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援従事者現任研修 各圏域の実習体制について ・人材ビジョン改編に向けた進捗報告 ・モニタリング検証と実地教育（OJT）の体制整備の情報共有
第5回	2月21日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> ・人材ビジョン第3版の共有 ・次年度に向けて ・まとめ

令和5年度 長野県自立支援協議会 療育部会 計画（案）

[1] 目的

各圏域の課題を吸い上げ、圏域及び全県の療育支援体制について協議し、障がいのある子どもとその家族の地域での暮らしの質の向上を目指す。

【重点項目】

- ①「本人(子ども)中心支援」「家族(親・きょうだい)支援」
- ②療育に係る福祉・保健・医療・保育・教育・就労・相談等との連携強化
- ③ライフステージに応じた途切れない支援の提供
- ④障がい児等の支援体制に係る協議の場の連携

[2] 本年度の狙い

- ①発達障がい児者(※診断のない場合も含む)や医療的ケア児者の協議の場である「長野県発達障がい者支援対策協議会」「長野県医療的ケア児支援連携推進会議」と連動し、関係機関との連携を図る。
- ②当事者・保護者が早期から身近な地域で相談等が受けられる体制の一層の充実を図るため各圏域間のネットワークづくりを行う。
- ③第2期障害児福祉計画の最終年度であり、第3期障害児福祉計画策定年度であるため、計画の達成状況、策定に係る地域の取組状況の共有を行う。
- ④圏域療育部会への後方支援を行うため、県部会としての情報共有・情報発信をより一層行い、圏域の障がい児等に対する支援体制への協議の場との連携体制を強化する。
- ⑤義務教育終了後の児童に対する支援について、地域の情報共有・切れ目のない支援を行う体制整備に向けて、地域の療育体制における課題検討を行う。

[3] 部会参加者

各圏域の自立支援協議会の代表者である療育コーディネーター等、各圏域の療育(こども)部会の代表者を中心とし、必要に応じて、教育、医療、保健福祉事務所等の関係機関やスタッフ(発達障がいサポートマネージャー、療法士、心理、障がい児相談)の参加を図る。

[4] 開催日程、内容等

	日程	テーマ
第1回	5/12(金)	・本年度の部会について ・各圏域の療育(こども)部会の今年度の取組について情報交換
第2回	8/10(木)	・義務教育終了後の児童への地域の支援体制について
第3回	11/29(水)	・義務教育終了後の児童支援について(好事例の発信)
第4回	2/16(金)	・1年間のまとめ

※療育コーディネーター連絡会は6月20日(火)/1月15日(木)に開催予定

令和5年度 長野県自立支援協議会 就労支援部会 計画(案)

[1] 部会の目的

- ① 長野県の障がい者の一般就労等雇用の促進(短期トレーニング事業の利用推進)
- ② 福祉施設(就労移行・継続支援A型・B型)と労働雇用関係機関、教育部門との連携強化
- ③ 支援者の資質向上に向けた研修会の実施
- ④ 長野県内の圏域部会活動の活性化

[2] 今年度のねらい

① 研修事業

アフターコロナにおいて働き方が多様化するなかで、障がい者の就労促進に取り組むため、各地域の課題を抽出し、就労支援に係る支援力向上のための人材育成に特化した研修会を開催する。

② 連携支援事業

好事例の共有や関係機関との交流を図るため、新たな構成員を配置し、長野県内の各圏域就労支援部会のニーズや課題について情報共有を行うとともに、構成員の連動により各圏域就労支援部会の更なる充実を図る。

③ 関係機関との連携強化

教育部門や、労働関係機関等障がい者就労における多様な機関との情報共有・連携を図る。

[3] 日程及び内容

月	運営委員会の内容 (部会長、副部会長、事務局が 部会開催前に実施)	部会日程	テーマ
5~8	今年度部会の事業計画、開催 日程の調整、研修について	5/18(木)	事業計画、R5部会構成の検討
		7/19(水)	圏域間の情報共有等
9~12	事業進捗状況共有、修正	10/11(水)	研修準備
		12/13(水)	研修(終日)
12~3	事業評価	1/31(水)	国の動向等の情報共有
		3/6(水)	圏域間の情報共有等

[4] 「就労アセスメント分科会」について

- ・障害者総合支援法の改正により、就労アセスメントの手法を活用した支援が制度化(「就労選択支援」の創設)されることから、教育分野も含めた関係者を参集した分科会を令和5年度に設置し、新制度創設(施行予定・令和7年)に備えた協議等を行う。
- ・分科会長は就労支援部会長とし、構成員は就労支援部会運営委員、県教委特別支援教育課担当者並びに特別支援学校進路指導主事とする。
- ・年3回開催予定。初回は6月28日(水)。

(参考) 障がい者短期トレーニング促進事業 令和4年度実績 のべ 467件
(令和3年度実績 のべ 506件)

令和5年度 長野県自立支援協議会 精神障がい者地域移行支援部会 計画(案)

[1] 部会の目的

精神障がい者が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即して、本人が充実した生活を送ることができるよう、関係機関の連携の下で医療、福祉等の支援を行うという観点から、入院患者の減少及び 地域生活への移行に向けた支援、地域生活を継続するための支援体制の整備等に取り組む。

項目	現状※	目標 2023 年度
入院後、3か月時点の退院率	68.6% (2019 年度)	69%以上
入院後、6か月時点の退院率	83.4% (2019 年度)	86%以上
入院後、1年時点の退院率	90.9% (2019 年度)	92%以上
入院期間が1年以上である長期入院患者数	2,147 人 (2022 年度)	1,770 人
精神障がい者の精神病棟から退院後1年以内の地域における平均生活日数	307 日 (2016 年度)	316 日

[2] 今年度のねらい

精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築について関係者が理解を深め、情報共有を図ることにより各圏域における地域移行・地域定着体制の強化に取り組むとともに、継続して事業を取り組める体制づくりのために、各分野の取組の工夫を共有する。

<地域移行支援部会>

- ① 精神障がい者地域生活支援コーディネーター等連絡会議での各圏域の課題等について共有し、検討を加えてフィードバックをする等、部会と連絡会議が有効に機能できる体制とする。
- ② 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、長期入院、高齢化等の課題について整理し協議を行う。
- ③ 第6期障害福祉計画において、国の指針を踏まえた県の進捗状況について確認及び検討する。

<精神障がい者地域生活支援コーディネーター等連絡会議>

- ① 連絡会議で他圏域の取組状況等の情報を得たり、事例を学んだり検討することで、県内全体の地域生活支援に関する関係者の資質の向上を図る。
- ② 精神障がい者の地域移行、地域の支援体制、ピアサポートの活用等について情報共有し、課題等の検討を深める。

[3] 日程及び内容

<地域移行支援部会> 年3回程度

第1回	R5.5	【書面開催】部会長・部会員の交代について、今年度の活動方針
第2回	R5.8頃	精神障がい者地域生活支援事業の計画、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた課題整理及び活動状況確認、第6期障害福祉計画について等
第3回	R6.2 頃	課題の整理、事業評価、第6期障害福祉計画の進捗状況確認等

<精神障がい者地域生活支援コーディネーター等連絡会議> 年2回程度

第1回	R5.7	各圏域の令和5年度の取組等について情報共有
第2回	R6.1頃	1年間のまとめ及び次年度に向けて

令和5年度 長野県自立支援協議会 権利擁護部会 計画(案)

[1] 部会の目的

障がい者虐待防止及び障がい者差別解消に関する各圏域の協議会活動への応援部会とする。

[2] 今年度のねらい

- ① 障がい者虐待案件の課題検証を実施する。
- ② 差別解消地域協議会等差別解消法に係わる取組状況の確認を行う。
- ③ その他、各圏域からあげられた権利擁護部会に関する課題検討。

[3] 日程及び内容

	日程	テーマ
第1回	5/25(木)	・各圏域権利擁護部会の令和4年度活動状況報告 ・本年度の県権利擁護部会計画について
第2回	7/13(木)	・各圏域の令和5年度活動計画 ・各圏域における虐待防止の課題
第3回	10/5(木)	・虐待防止に係る情報交換 ・各圏域における差別解消の課題 ・虐待防止研修について
第4回	1/11(木)	・差別解消に係る情報交換 ・令和5年度 障がい者虐待防止研修報告 ・令和5年度のまとめ

令和5年度 長野県自立支援協議会 運営委員会 計画（案）

[1] 目的

令和3年度から令和5年度のビジョンに沿って、各地域の障がい者相談支援体制及び障害福祉サービスの整備及び質の向上を図るため、各地域の基幹センター設置推進、相談支援体制の機能強化に向けた各種テーマ《人材育成、療育、就労、地域移行、権利擁護、事務局体制、福祉計画策定等》ごとに地域の課題を把握・整理しながら協議及び情報交換を機能強化会議等にて行う。

[2] 令和3年度から5年度までの運営委員会のビジョン

〈テーマ〉自立支援協議会を活用した「ニーズの受け止め～課題解決」の仕組みづくり

- ① 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の推進（進捗管理・検証・計画）
- ② 地域生活支援拠点等の機能強化
- ③ インクルージョンの視点を踏まえた障がい児相談支援体制の構築
- ④ 地域で暮らしている方々のニーズを受け止める（断わらない）地域を目指す

[3] 本年度の取組（R5）

- ① 各圏域の第6期障がい福祉計画の検証と第7期計画策定の後方支援
- ② 各地域の相談支援体制強化のための人材育成の促進（人材育成部会との協働会議の実施）
- ③ 障がい児相談支援に関する情報共有
- ④ 災害時支援（BCPの推進）を取り組むための情報発信

[4] 開催日程、内容等

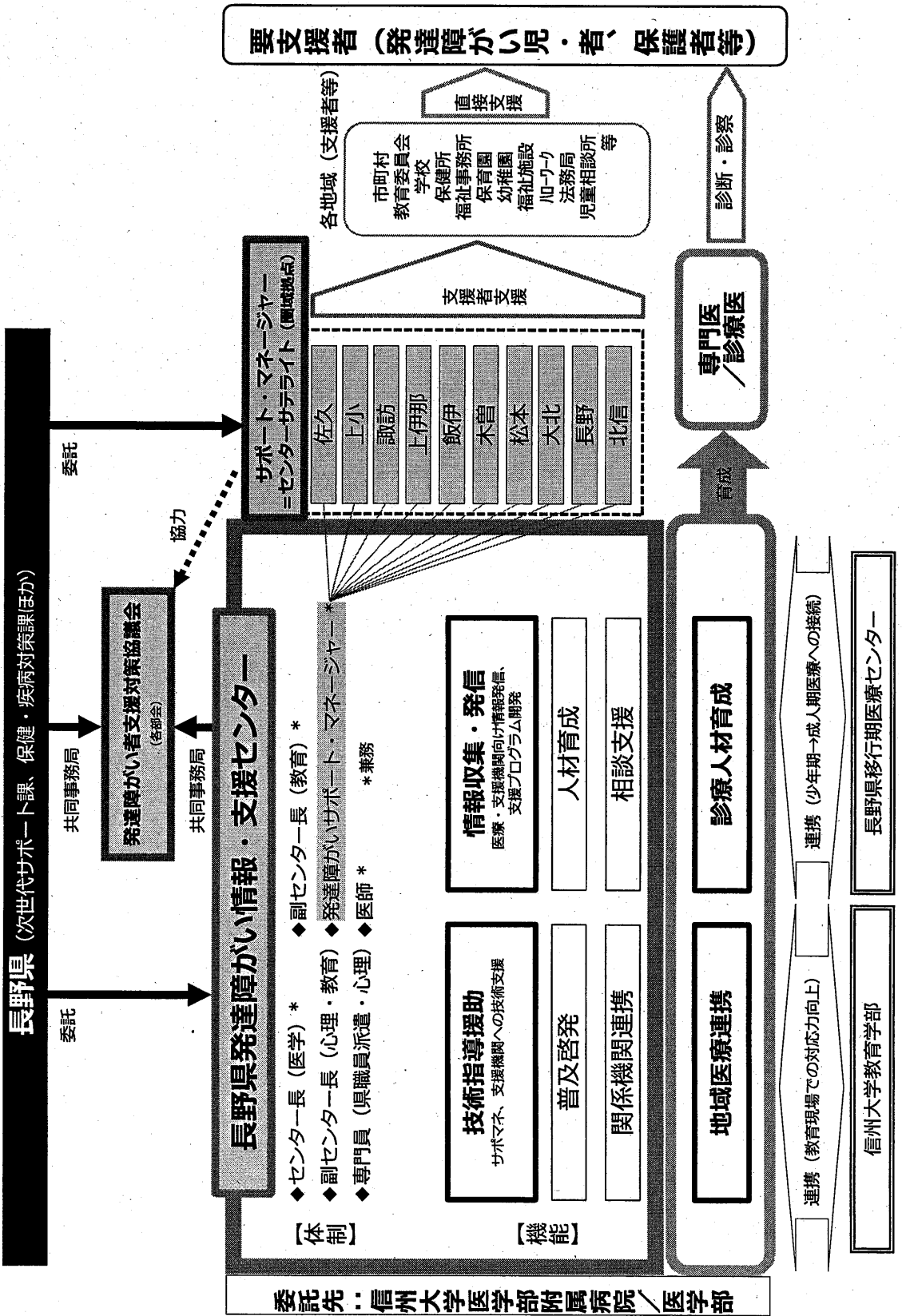
	日程	テーマ
運営①	4/13	年間活動指針確認、機能強化会議詳細打合せ、全体会打合せ
機能強化①運営②	5/16	「障害者総合支援法の改正のポイントについて」 機能強化会議振返り、全体会打合せ①、各部会の年間計画確認
運営③	6/5	全体会打合せ②
全体会①	6/14	部会の活動計画
運営④	7/11	人材育成部会との共同開催：国研修の復命
運営⑤	8/8	自立支援フォーラム打合せ①
運営⑥	9/5	自立支援フォーラム打合せ②、自立支援協議会打合せ①
運営⑦	10/6	【フォーラム】@塩尻総合教育センター（予定）
運営⑧	11/7	自立支援フォーラム振返り、自立支援協議会等打合せ②、
全体会②	11/21	部会の活動状況報告等
機能強化②運営⑨	12/5	自立支援協議会・機能強化会議振返り、
運営⑩	1/16	機能強化会議打合せ
機能強化③運営⑪	2/13	機能強化会議振返り、全体会打合せ①
運営⑫	3/5	全体会打合せ②、年間活動のまとめと来年度へ引き継ぐ課題
全体会③	3/12	活動報告等

その他

- (1) 発達障がい情報・支援センター概要について
- (2) 地域就労支援センターについて
- (3) はじめの一步応援助成金について
- (4) 事業税の減税制度について
- (5) 第3次長野県特別支援教育推進計画について
- (6) 長野県障がい者プランの策定について
- (7) 長野県医療的ケア児等支援センターについて

【新たな「発達障がい者支援センター」と機能強化のイメージ】

- センター、協議会、サポート・マネージャー（※センターサテライト（圏域拠点）に位置付け）を集約し、**県の支援体制の明確化と支援の一体化を実現**
- エビデンスに基づく**支援プログラムの開発と支援技術の向上**。医療・支援機関向け情報発信など**新たな機能を付加**
- 診療人材の育成継続と合わせ、**各圏域で専門医・診療医とサポマネ・支援機関が連携した支援を実現**
- ☞ 医療・福祉・教育が融合し、独自情報（プログラム）も発信できる**全国初の「発達障がい情報・支援センター」**へ



地域就労支援センター

Jobサポ!

6つのメリット
Jobサポ!

01 就職支援のプロがサポート



専門の資格を持ったキャリアプランナーがご相談に対応します。

02 おひとりおひとりに合わせた伴走型の支援



求人への紹介はもちろん、ご希望の方には就業後のフォローアップも行っています。

03 豊富な求人情報



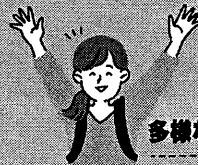
長野県全域の求人情報を取り扱っています。情報は随時更新中!

04 おためし体験できるインターン制度



子育てでブランクがある方でも安心して就業できるように、女性向けのインターン制度を開設!

05 多様な働き方をサポート



リスキングの情報提供や、目指す働き方実現への相談にも対応します。

06 県内の自治体や就業支援機関と連携



総合的支援のため、連携サービスのご紹介や、共同でのセミナーを開催します。

長野県内のお仕事にお困りの方をサポート!

さまざまな事情により現在は働けていない方、
またはお仕事をお探しの方に向けたサポート事業です。
障がいをお持ちの方や、子育て中の女性、若手人材など、
お仕事にお困りの方はお気軽にご相談ください。



就業相談はこちら



対象は
どんな人?

詳しくは
真向へ

お問い合わせ先

地域就労支援センター



050-2000-7228

受付時間：平日 9:30~17:30

ADE.nagano-shugyo@jp.adecco.com

お問い合わせはこちらの QRコードから

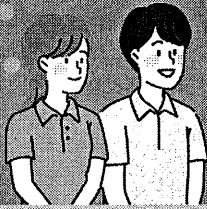
WEB

Instagram



長野県 Jobサポ 発表

あなたの働き方を一緒に探してみませんか？



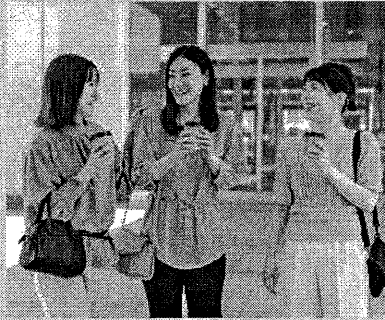
充実の就労サポート

就職の不安を払拭する



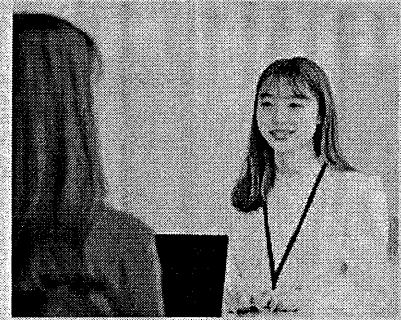
企業・求職者向けイベント

就職に役立つセミナーや、合同企業説明会の開催など、お仕事探しに役立つイベントを実施します。また、人材不足にお困りの企業様向けのセミナーも開催します。



Myインターン制度

Job サポ！は女性の就活を応援しています。未経験職種に挑戦したい方や、子育てなどで一度ブランクがある方などでも安心して再就職できるよう、インターン制度を整えています。



ご希望に合わせた相談方法

電話やオンラインでの相談はもちろん、対面をご希望の方はお住まいの近くでもご相談が可能です。予約制で専門家が無料対応いたしますので、お気軽にご相談ください。



詳しくは「長野県 Job サポ」で検索！ >>

長野県内企業の雇用をサポートいたします！

Job サポ！に企業登録してみませんか？人材不足にお悩みの企業向けのサービスとして、求人情報の掲載を行っています。
ご登録いただいている求職者の方々に求人情報をご案内し雇用のサポートを行います。



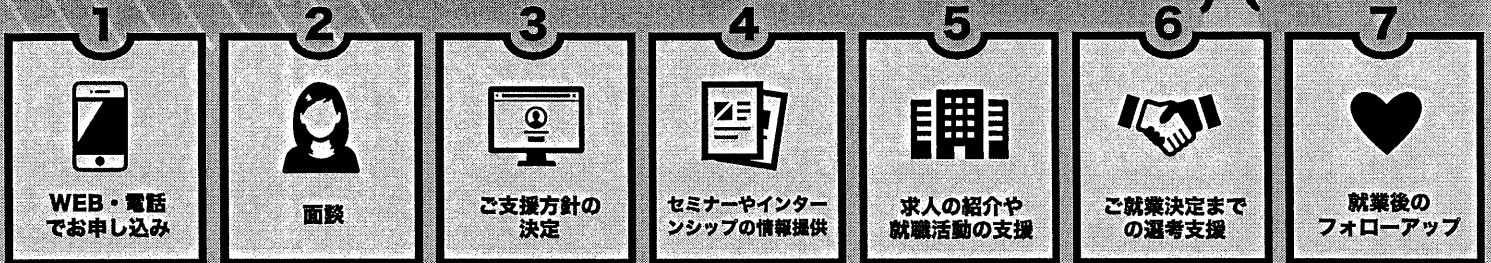
求人登録はこちら



登録しませんか？

求人情報を

支援の流れ >>>



※STEP6 選考支援には、就職活動方法のアドバイスや、応募書類の添削、面接対策などが含まれます。
※STEP7 ご希望がある場合には、ご就業後にもご相談をお受けいたします。

お問い合わせ先

地域就労支援センター



050-2000-7228

受付時間：平日 9:30～17:30

ADE.nagano-shugyo@jp.adecco.com

お問い合わせはこちらの >>>> QRコードから

WEB

Instagram



長野県 Job サポ 検索

※当事業は長野県より委託を受け、アデコ株式会社が運営しています

障がい者雇用をお考えの法人・個人事業主の皆様へ

はじめの一步 応援助成金のご案内

長野県では、新たに障がい者を雇用した事業者の皆様を応援するため、助成金を交付します。

《制度の概要》

- 障がい者を雇用していなかった法人・個人事業主（新たな雇用前1年）
- 新たに障がい者を雇用（令和4年4月1日以降）
- 助成額 30万円



《対象となる法人・個人》

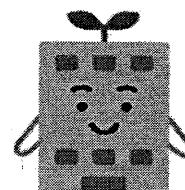
次の要件をすべて満たす法人・個人事業主

- (1) 常時雇用する労働者の数が100人以下であること。
- (2) 新たに対象となる障がい者を雇用し、雇入れ日から3ヶ月以上継続雇用していること。
- (3) 雇用保険の適用事業所であること。
- (4) 社会保険加入事業者であること。
(加入義務がない場合を除く。)
- (5) 県税に未納がないこと。
- (6) 事業主都合による解雇をしていないこと。
- (7) 長野県暴力団排除条例に規定する暴力団関係者でないこと。

《雇用する障がい者の要件》

次の要件をすべて満たす障がい者

- (1) 令和4年4月1日以降に新たに雇用されていること。
- (2) 長野県内に住所があること。
- (3) 長野県内の事業所等に勤務していること。
- (4) 雇用保険の一般被保険者であること。



《手続と期限》

雇入れから3か月を経過する日の翌日から30日以内に申請



《提出書類及びお問い合わせ先》

「障がい者雇用はじめの一步応援助成金交付申請書」1部を下記までご提出ください。

☆ 長野県産業労働部労働雇用課

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2 電話番号 026-235-7201 (直通)

ご提出いただく書類など詳細につきましては、長野県の公式ホームページをご覧ください。

[ホーム] → [仕事・産業・観光] → [労働・雇用] → [雇用対策] → [障がい者雇用はじめの一步応援助成金]

障がい者の雇用をお考えの法人・個人事業主の皆様へ 事業税の減税制度のご案内

長野県では、新たに障がい者を雇用した事業者の皆様を応援するため、事業税の減税制度を実施しています。

《制度の概要》特例期間（平成31年4月1日～令和7年3月31日）の新たな雇用に適用

《減税内容》

税率 9/10 減税	減税上限額（雇用障がい者数に応じて）	1人以下 50万円
		1人超2人以下 75万円
		2人超 100万円

《対象となる法人・個人》

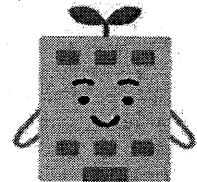
次の要件をすべて満たす法人・個人事業主

- (1) 常時雇用する労働者の数が 100 人以下であること。
- (2) 雇用保険の適用事業所であること。
- (3) 社会保険加入事業者であること。（加入義務がない場合を除く。）
- (4) 法定雇用率を達成していること。
- (5) 事業主都合による解雇をしていないこと。
- (6) 長野県暴力団排除条例に規定する暴力団関係者でないこと。
- (7) 障がい者雇用はじめての一步応援成金の交付を受けていないこと

《雇用する障がい者の要件》

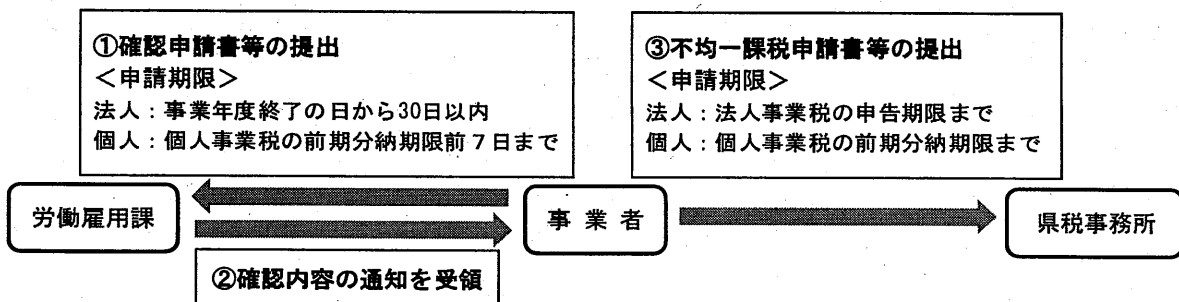
次の要件をすべて満たす特例期間内に新たに雇用した障がい者

- (1) 長野県内に住所があること。
- (2) 長野県内の事業所等に勤務していること。
- (3) 雇用保険の一般被保険者であること。
- (4) 継続して3か月以上勤務していること。



《手続と期限》

減税を受ける際に必要となる手続きが下図のとおりです。2段階（提出先が異なります）



《要件の考え方》

1 常用雇用労働者数 100 人以下の法人等

雇用保険被保険者 一般 週の労働時間が30時間以上 1カウント
 短時間 週の労働時間が20時間以上30時間未満 0.5カウント

例) 事業年度 平成31年4月1日から令和2年3月31日

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
一般	98	101	100	100	98	98	98	98	98	97	99	99	1184
短期	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	1	1	1	1	1	1	14.5
合計	99.5	103	103	102	99.5	99	99	99	99	98	100	100	1198.5

1198.5 (常用雇用労働者数の合計) / 12 (申請事業年度 (年) の合計月数) = 99.87

2 新たに雇用した障がい者数

雇用日が平成31年4月1日以降であること。

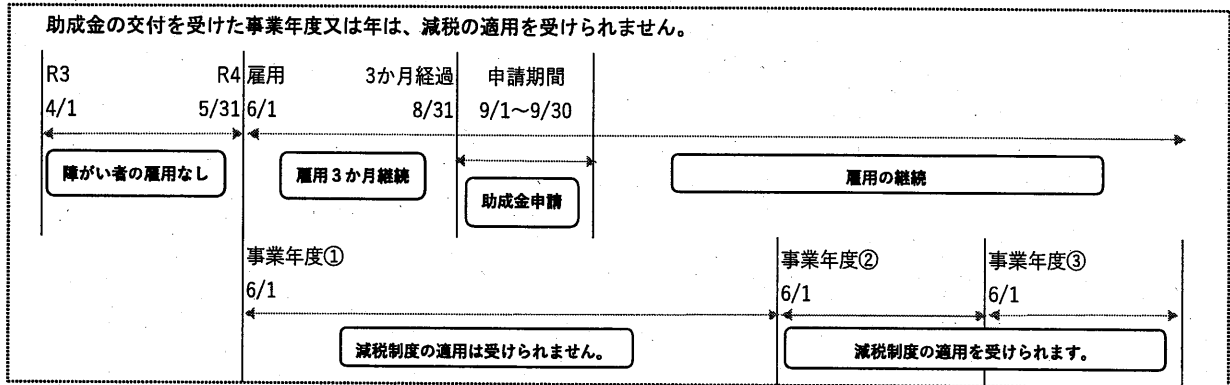
3か月以上継続して雇用している障がい者であること。(Cさんは算定から除きます。)

例) 事業年度 平成31年4月1日から令和2年3月31日

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
Aさん		1	1	1	1								4.0
Bさん							0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	3.0
Cさん					0.5	0.5							0.0
合計		1	1	1	1		0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	7.0

(Aさん4.0+Bさん3.0) / 12 = 0.58 → 減税額50万円を上限

3 「障がい者雇用はじめての一步応援助成金」との関係



《提出書類及びお問い合わせ先》

★ 確認申請 長野県産業労働部労働雇用課 026-235-7201 (直通)

ご提出いただく書類など詳細につきましては、長野県の公式ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/rodokoyo/rodo/shuro/31shougaisagennzei.html>

[ホーム] → [仕事・産業・観光] → [労働・雇用] → [雇用対策] → [障がい者の雇用応援減税が改正されました]

★ 不均一課税申請

県税事務所名	所在地	連絡先
東信県税事務所	佐久市大字跡部65-1	0267-63-3111 (代表)
南信県税事務所	伊那市荒井3497	0265-78-2111 (代表)
中信県税事務所	松本市大字島立1020	0263-47-7800 (代表)
総合県税事務所	長野市大字南長野南県町686-1	026-233-5151 (代表)
県庁総務部 税務課	長野市大字南長野字幅下692-2	026-232-0111 (代表)

第3次長野県特別支援教育推進計画【概要版】

○計画策定の趣旨：社会状況の変化や課題に対応する、本県の特別支援教育の取組の方向性を示す新たな計画を策定する。

○計画の位置づけ：「長野県教育振興基本計画」の特別支援教育の推進に係る個別計画

○計画期間：2023年度（令和5年度）から2027年度（令和9年度）までの5年間

基本目標

すべての子どもが持てる力を最大限に発揮し、共に学び合うインクルーシブな教育

現状と課題

- 発達障がい等の診断等のある児童生徒が増加。通常の学級も含めた全ての教員の特別支援教育に係る支援力向上が必要。
- 通級指導教室や特別支援学級で学ぶ児童生徒数は増加傾向。教育的ニーズに応じた専門性の高い教育の提供が必要。
- 管理職や特別支援教育コーディネーターを中心としたチームで支援できる体制づくりが必要。

小・中学校

- 全ての県立高校に発達障がいのある生徒が在籍。教員の特別支援教育に係る支援力向上や支援体制の充実が必要。
- 中学校特別支援学級卒業生の約7割が高校に進学。一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援が必要。
- 就労・福祉等の関係者との連携が徐々に進んだが、卒業後の切れ目ない支援のため一層の連携強化が必要。

高等学校

- 県立特別支援学校の老朽化や狭隘化が顕著。今後は、障がいの多様化や、共生社会の実現等の視点も大切にした施設整備が必要。
- 障がいの多様化等へ対応するため、外部専門家も活用しながら学校体制を構築し、専門性の高い教員の計画的な育成が必要。
- 高等部卒業者の進路は約7割が社会福祉施設等で、約3割が一般就労。卒業後の生活につながる学びや連携が必要。
- 小中高からの相談件数は増加。自立活動や医療的ケア等に係る助言や支援の充実が必要。

特別支援学校

- 卒業後も支援が途切れないよう、在学中から関係機関のネットワーク構築が必要。
- 個に応じた学びの実現に向け、就学判断プロセスや特別な教育課程の編成について、関係者の共通理解が必要。
- 「障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例」が施行。「障がいの社会モデル」の考え方の浸透や、地域とのつながりを深める機会を増やすことが必要。

地域連携、教育支援

取組の方向性（主なもの）

- 多様性を包み込み、すべての児童生徒が安心して学べる通常の学級の実現**
認知や発達の特徴に応じた学びの充実、ICTやAT（アシティブ・テクノロジー）リソースの拠点の整備と支援
- 必要に応じて適切な支援が受けられる「連続性のある多様な学びの場」の整備**
通級指導教室のニーズに応じた設置、通級指導教室と通常の学級の連携モデル研究
- 学校全体がチームで支援するための体制づくり**
特別支援教育コーディネーター養成研修の充実、特別支援教育支援員が活きる校内連携実践事例の紹介

- 特別支援教育に係る支援力の向上**
高校巡回支援担当教員による支援の充実、高校と特別支援学校との人事交流の促進
- 多様な教育的ニーズに応じるための仕組みの整備**
通級指導教室の効果的な運用、特別支援学校分教室との連携によるそれぞれの専門性を活かした教育
- 卒業後を見据えた進路先との連携や地域の多様な支援機関との連携強化**
地域の相談機関等の効果的活用、特別支援学校の就労コーディネーターによる情報提供等

- 特別支援学校の教育環境の改善**
長野県特別支援学校整備基本方針に基づき長期的な視点に立った改築等と応急的な視点に立った増築等の計画的な推進、共生共創に向けた整備、感染症対応、働き方改革の推進
- 多様な教育的ニーズに対応する専門性のさらなる強化**
教育相談・行動支援・ICT活用等分野別リソースの充実、ICTやAT（アシティブ・テクノロジー）リソースの拠点の整備と支援（再掲）、医療・福祉分野等の外部専門家活用
- 卒業後の多様な自立につながるキャリア教育・交流及び共同学習・生涯学習の充実**
地域と連携したキャリア教育、個別の教育支援計画等の効果的活用による進路支援、副学級制度の充実、スポーツ・文化芸術活動等の充実
- インクルーシブな教育を支えるセンター的機能の充実**
小中高の学校解決力を高めるための特別支援学校におけるセンター的機能の充実、医療的ケア等の相談支援の充実

- 地域連携による支援の充実**
関係機関協働による支援体制の強化、ライフステージの接続段階での支援情報の確実な移行
- 教育支援の機能強化に向けた支援**
教育的ニーズに最も適した就学先の決定を支える取組の推進、柔軟な学びの場の見直しの促進
- 共生社会の実現に向けた理解啓発の促進**
共生社会の実現に向けた理解促進、「信州型ユニバーサル」の導入検討、生涯学習の充実

主な指標

- 通常の学級に在籍している支援の必要な児童生徒の個別の指導計画作成率
小 現状 80.4% ⇒ 目標 100%
中 現状 67.2% ⇒ 目標 100%
- 通級指導教室利用率
小 現状 0.76% ⇒ 目標 2.8%
中 現状 0.62% ⇒ 目標 1.5%

- 発達障がい等があり支援が必要な生徒の個別の指導計画作成率
現状 41.5% ⇒ 目標 67.2%
- 外部支援機関のリスト（相談支援マップ）の作成
目標 ⇒ 全ての県立高校で作成

- 中長期修繕・改修計画に位置付けた修繕改修の実施率
現状 9.2% ⇒ 目標 64.2%
- 高等部卒業者の企業等就労率
現状 29.4% ⇒ 目標 32.4%

- ◇参考指標
発達障がい支援力アップ出前研修依頼件数・参加者数
現状 55件 2344人

長野県障がい者プラン（障害者計画・障害福祉計画・障害福祉計画）の策定について

障がい者支援課

1. 計画の趣旨

障害者基本法等により策定が義務付けられている障害者計画（「長野県障がい者プラン2018」）、障害福祉計画及び障害児福祉計画（「第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画」）は現行計画期間が令和5年度をもって終了するため、次期プランを令和5年度中に策定。
【プランの構成】 以下、3つの計画を一体化して作成

【プランの構成】 以下、3つの計画を一体化して作成

計画名	根拠法令	内容
障害者計画	障害者基本法 第11条第2項	障がい者のための施策に関する基本的な事項を定める計画。
障害福祉計画 (第7期)	障害者総合支援法 第89条第1項	障害福祉サービスの提供体制の確保その他障害者総合支援法に基づき業務の円滑な実施に関する計画。
障害児福祉計画 (第3期)	児童福祉法 第33条の22	障害児通所支援等の提供体制の確保その他障害児通所支援等の円滑な実施に関する計画。

2. 計画期間

障害者計画：1期6年（令和6年度から令和11年度まで）

障害福祉計画・障害児福祉計画：1期3年（令和6年度から令和8年度まで）

3. スケジュール案

	令和5年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
障がい者施策推進協議会	◎ 施策骨子											
	◎ プラン策定 体系・概要											
関係者意見の聴取、県民意見の募集	◎ 市町村、保健福祉事務所、障がい者団体等への意見照会・聴取											
	◎ スケジュール等											
県自立支援協議会	◎ 障害福祉・障害児福祉計画のサービスティム等											
地域自立支援協議会 保健福祉事務所 (圏域プラン)	◎ 圏域ごとの障害福祉サービスティム等の見込み見込み量確保の方策等の検討・調整											

連携・調整

市町村計画	障害福祉計画・障害児福祉計画 (障害者計画) ※	計画策定
障がい者の実情やニーズの把握		◎ 見込み量確保の方策等の検討
サービスティム等の見込み検討		

※障害者計画については、市町村により計画年度が異なるため、本年度の策定と異なる場合があります。

障害福祉計画・障害児福祉計画における圏域プランの策定

○ 圏域単位で、入所（入院）・通所・居宅などのサービスティム基盤全体の整備の方向が見通せるものを県保健福祉事務所が中心となり、圏域自立支援協議会を活用して作成します。

【主な作業内容】

- 1 圏域内の障がい者にかかる現状と課題などを整理
- 2 圏域内の市町村計画サービスティム見込み量・基盤整備計画等の圏域内集計 (R6～R8)
- 3 圏域自立支援協議会の開催
(事業者等の関係者意見の聴取)
- 4 圏域内の市町村計画の調整
(市町村間でサービスティムレベルなどの整合を図ることが必要な場合の調整等)
- 5 圏域プラン(案)の確定

市町村及び保健福祉事務所へ、報告様式の提示及び中間報告の提出依頼（8月予定）

県へ中間報告（9月末）

数値目標・サービスティム見込み量の再検討
市町村との再調整（10月～12月）

県へ最終報告（12月末）

長野県の医療的ケア児等支援の拠点 長野県医療的ケア児等支援センター

医療的ケア児等支援センターは令和4年4月1日に開設以来1年が経過しました。1年間の活動と今年度の取組みについてご報告いたします。

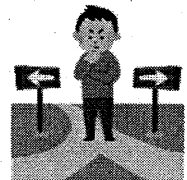
- 開設場所 長野県健康福祉部障がい者支援課内
- 人員体制 センター長（障がい者支援課課長）
副センター長
医療的ケア児等支援スーパーバイザー（医師・看護師各1名）

○ 業務実績

1) ワンストップ相談窓口の設置

新規相談 181件

相談内容：保育所・学校での医療的ケア児支援体制について
支援制度や事業に関すること
連携体制（関係機関、同職種、主治医との連携等）
レスパイト・卒業後の居場所の開拓に関すること
困難事例の相談
災害対策

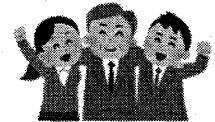


2) アウトリーチによる助言、指導、情報提供

訪問指導、協議の場への参加等は155回。

訪問の主な目的・協議の内容

就園・就学に際しての環境整備
医療的ケア児等コーディネーターの配置・業務内容
災害対策（避難先や電源の確保）
多様な職種の理解・連携促進



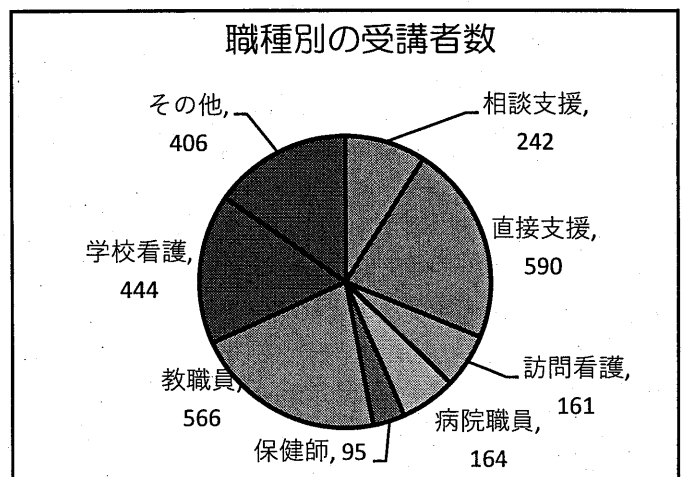
3) 連携体制の構築

医療、保健、福祉、教育、労働等関係機関による「医療的ケア児等支援連携推進会議」、県内の医療的ケア児等コーディネーター連絡会を開催、多職種・多機関の連携と、圏域間の情報交換を促進。



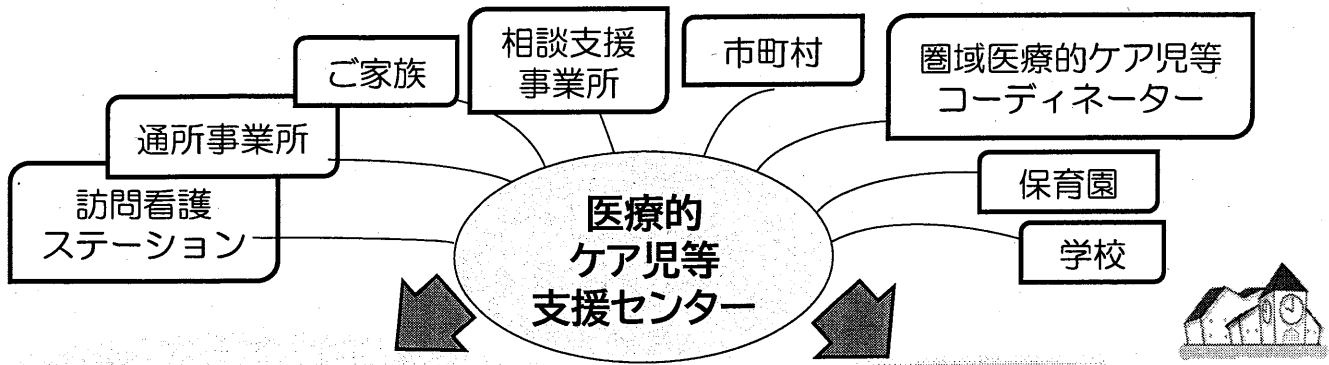
4) 人材育成の推進

初めて医療的ケア児等の支援にあたる方のための基礎研修、すでに支援している方のスキルアップのための研修や事例検討会を開催、のべ2,668人に受講していただきました。



令和5年度も医療的ケア児等支援センターは

あらゆる相談に応じます



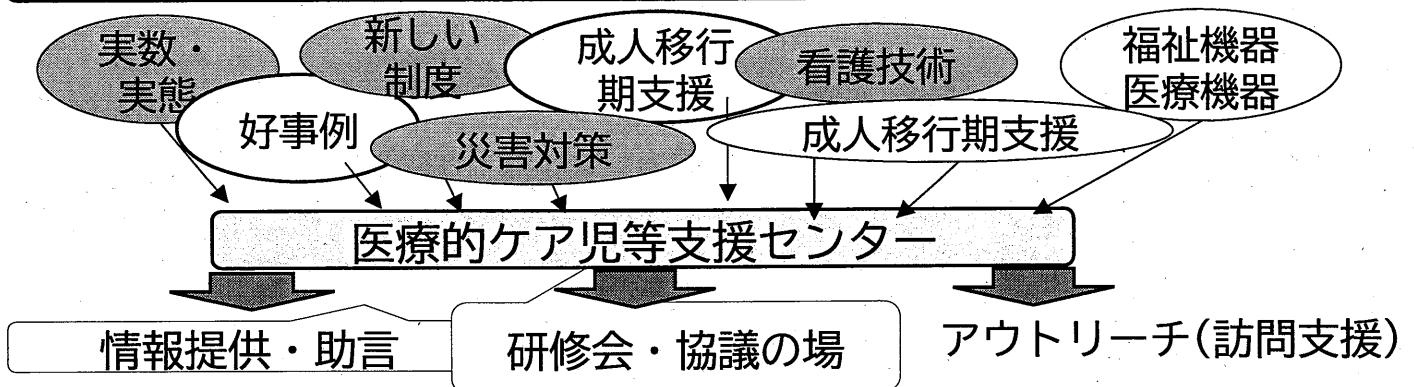
解決法を一緒に考えます

詳しい人・機関につながります

ご相談は電話・Fax・メールで承ります



様々な情報を収集・発信します



支援人材育成

各種研修をとおして多様な職種の人材育成と、相互理解・連携促進を行います。

災害対策

医療機器が必要な児・者のための避難先と給電車による電源の確保を推進します。

連携促進

圏域ごとの医療的ケア児等コーディネーター配置をすすめ、多職種の相互理解と連携による課題解決力向上を目指します。

情報発信

情報の収集と一元化、発信をすすめます

資源の拡充

成長と自立を支える地域の支援資源の開発を支援します

お問合せ 長野県医療的ケア児等支援センター (長野県健康福祉部障がい者支援課)

担当 副センター長 亀井智泉

医療的ケア児等支援スーパーバイザー看護師 塚原美穂

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2

電話 026-235-7185 / Fax 026-234-2369

メール ikea-soudan@pref.nagano.lg.jp

令和5年度 長野県自立支援協議会 開催予定日(案)

開催月	開催日	開催時間	開催方法
11月	21日(火)	13:30 ~ 15:30	松本会場集合
3月	12日(火)	13:30 ~ 15:30	長野会場集合